

令和 2 年商標法施行規則改正により適切な保護が可能となった 立体商標の出願状況等のご報告

特許庁審査業務部商標課商標審査基準室



1 新立体商標の出願状況

2 新立体商標の出願・登録例

3 新立体商標の審査状況

※ ここでは、「令和2年商標法施行規則改正により適切な保護が可能となった立体商標」を「新立体商標」といいます。

1. 新立体商標の出願状況

- 令和2年(2020年)4月から、立体商標について、願書に、①立体商標を実線、破線等で描き分けること、②「商標の詳細な説明」を記載することが可能に。企業等が店舗の外観・内装や複雑な物品の形状をより適切に保護することができるようにすることが目的。

新立体商標の出願・登録状況

(2022.1.31時点、暫定値)

【国内出願】

	合計	タイプ別内訳	
		外観・内装等	その他の立体形状
出願件数	79	16	63
うち商標の詳細な説明あり	70	10	60
うち実線・破線の描き分け	22	9	13
登録件数	8	3	5

※出願却下・取下げ 17件

※未FA 26件

【新立体商標の対象】

- ・ 店舗、事務所、事業所、施設の外観・内装からなる立体商標
- ・ 商標の詳細な説明の記載を有する立体商標
- ・ 実線、破線等で描き分けている立体商標

【マドプロ出願】

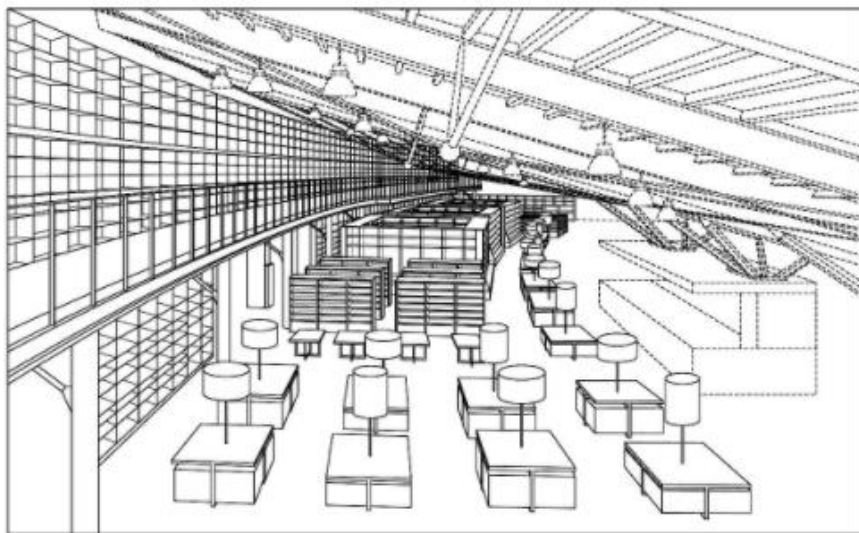
	合計	タイプ別内訳	
		外観・内装等	その他の立体形状
出願件数	20	0	20
うち商標の詳細な説明あり	20	0	20
うち実線・破線の描き分け	7	0	7
登録件数	3	0	3

※出願却下・取下げ 0件

※未FA 13件

2. 新立体商標の出願・登録例

- 施設の内部からなる立体商標の出願例（商願2020-035438）



4 1 類

図書及び記録の供覧，図書の貸与

【商標の詳細な説明】

商標登録を受けようとする商標（以下「商標」という。）は、施設の内部の構成を表示した立体商標であり、2階部分に設置された高さが天井付近まである書棚、その書棚に沿って設置されたカーブを描いた手すり、1階部分に設置された書棚及び照明スタンド付き平台を含む施設の内装の立体的形状からなる。なお、破線は、施設の内装の形状の一例を示したものであり、商標を構成する要素ではない。

【参考】



| Good Design Award」に係るウェブサイト
「図書館 [武雄市図書館・歴史資料館] | 受賞対象一覧」の写真画像を引用。
(<https://www.g-mark.org/award/describe/40615>)

2. 新立体商標の出願・登録例

- ・ 店舗の内装からなる立体商標の出願例（商願2021-030342）



35 類

飲食料品の小売又は卸売の業務において行われる顧客に対する便益の提供（酒類の小売又は卸売の業務において行われる顧客に対する便益の提供を除く。） 等

【商標の詳細な説明】

商標登録を受けようとする商標（以下「商標」とする。）は、立体商標であり、店舗を外部より正面視した門構えとその奥部の内装との立体的形状の組み合わせを表示したものである。商標は、看板を中央部に与えられた門構えと、その内側の平積み商品陳列箱、更に、奥部のラック群を含む立体的形状からなる。なお、破線で示された天井の照明は、店舗の形状の一例を示したものであり、商標を構成する要素ではない。

【参考】

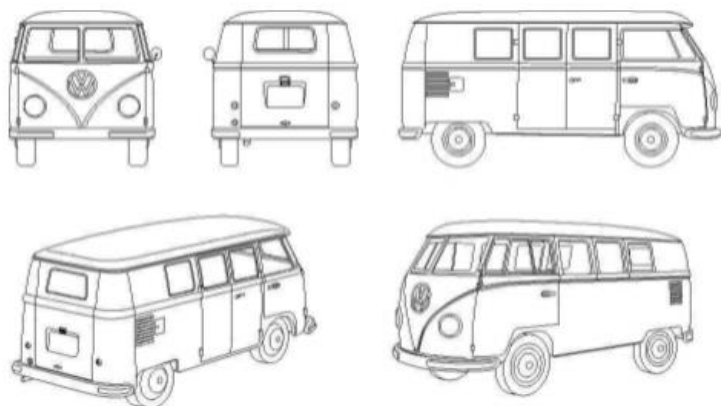


「株式会社もへじ」に係るウェブサイトから引用
「取り扱い店」として掲載されている「カルディコーヒーファーム」の店舗の写真画像

(<https://moheji.co.jp/store/>)

2. 新立体商標の出願・登録例

- ・ 移動販売車両からなる立体商標の出願例（商願2020-154417）



第30類 コーヒー, 茶, ココア 等

【商標の詳細な説明】

商標登録を受けようとする商標（以下「商標」という。）は出願人が製造・販売するものとして一般に知られているバスの立体的形状からなる立体商標であり、当該バスのフロント部分には、円の中に欧文文字「V」と「W」が縦に並ぶ出願人のロゴマークが配されている。

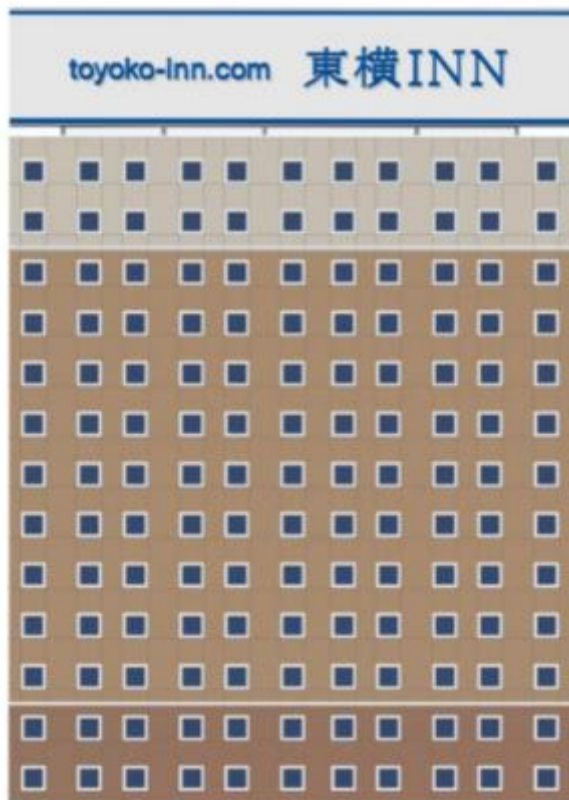
【参考】



「レスポンス (Response.jp)」に係るウェブサイトから引用
フォルクスワーゲンオランダのFacebook仕様車の写真画像
(<https://response.jp/article/2011/11/17/165562.html>)

2. 新立体商標の出願・登録例

- 施設の外観からなる立体商標の登録例（登録第6411928号）



【参考】

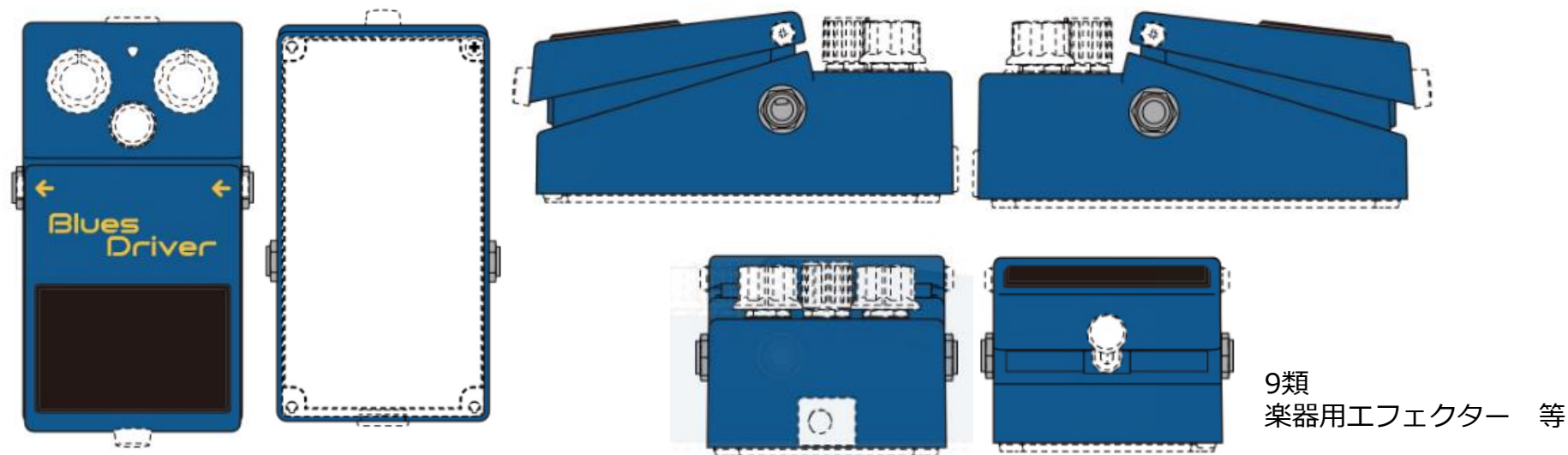


「【JTB】＜木更津・袖ヶ浦＞」に係るウェブサイトから引用
東横INN袖ヶ浦駅北口の写真画像
(https://www.jtb.co.jp/kokunai_hotel/htl/4537A03/plan/)

43類
宿泊施設の提供、一時宿泊施設の提供、ホ
テルにおける宿泊施設の提供 等

2. 新立体商標の出願・登録例

- 商標の詳細な説明の記載を有する立体商標の登録例（登録第6462280号）



【商標の詳細な説明】

本件商標登録出願（以下「本願」という。）における「商標登録を受けようとする商標」の欄は、商標登録を受けようとする商標（以下「本願商標」という。）を異なる6方向から表した「平面図」、「右側面図」、「左側面図」、「背面図」、「正面図」及び「底面図」の順の6枚の図から成る。本願商標は立体商標であり、「平面図」によれば、全体としては、縦長の略長方体立体的形状と略濃紺色の色彩との結合から成り、その中央部には黄色の色彩と結合した図形調の欧文字「Blues」及び「Driver」、前記欧文字「Blues」及び「Driver」の上の左右端には共に左を向いた2つの同黄色矢印記号、前記欧文字「Blues」及び「Driver」の下には黒色の色彩と結合した横長矩形の立体的形状、並びに、前記両黄色矢印記号のそれぞれ外側には灰色の色彩と結合した凸状立体的形状を有して成る。「平面図」における2つの左向き黄色矢印記号を内側上部に有する角が丸い矩形部、「右側面図」における左上部、「左側面図」における右上部及び「正面図」における上半分は「ペダル」状に構成されている。「右側面図」「左側面図」において六角形を伴って表されている灰色の色彩と結合した円部は、ケーブル挿入用ジャックである。なお、破線により表された立体的形状は本願商標を構成する要素ではない。「平面図」において、上方に破線で表された大・中・小の4つの円は、中央部上方の小円がインジケーター、他の3つの円が音声信号を調整するための「つまみ」である。破線により描かれた当該「つまみ」は、「右側面図」における右上部、「左側面図」における左上部及び「背面図」における上部にも同様に現れる。破線により表されたその他の立体的形状は、ネジ、ビス、電源アダプターの装着口又は底面部材に相当する。

2. 新立体商標の出願・登録例

- 商標の詳細な説明の記載を有する立体商標の出願例（国際登録1539620号）



【商標の詳細な説明】

A three-dimensional mark consisting of the shape of a sparkling wine bottle, whose body is narrower at the bottom and widens in the middle. The bottle, in mirrored metallic gold, has figurative and word elements on the label.

【商標の詳細な説明の訳（参考）】

本立体商標は、スパークリングワインの瓶の形からなり、その本体の下部は狭くなり、中央は広がっている。鏡面仕上げのメタリックゴールドの瓶のラベルには、図形要素及び文字要素が書かれている。

33類

Alcoholic beverages (except beer); wine etc.

アルコール飲料（ビールを除く。）、ぶどう酒 等

3. 新立体商標の審査状況

拒絶理由を通知した主な内容

■ 3条1項柱書き

○各図が表す立体的形状が不一致

(例) 複数の図面のなかで立体的形状の一部が開いた図と閉じた図が混在している

■ 3条1項3号

○立体的形状が指定商品の形状又は指定役務の提供の用に供する物の形状そのものの範囲を出ないものと認識される

(例) 小売等役務が提供される店舗の内装の立体的形状が、通常使用される又は使用され得る形状を表したものと認識されるにとどまるもの

(例) 電子機器や専用の容器の立体的形状が、機能又は美観に資する目的のために採択されたものと認識されるにとどまるもの

3. 新立体商標の審査状況

拒絶理由を通知した主な内容

■ 5条5項

○「願書に記載した商標」と「商標の詳細な説明」が不一致

(例) 立体的形状が表す商品（指定商品）の機能として、その形状の一部を下方向に押し下げることができるとの説明があるが、願書に記載された商標には押し下げられた形状は表されておらず、両者は一致したものとは認められない。

(例) 立体的形状が表す商品（指定商品）の使用方式として、商標の正面に表されたミシン目部分を手で引くと、上下に分離されて、内容物を取り出すことができると説明があるが、願書に記載された商標には分離し、内容物を取り出した形状は表されておらず、両者は一致したものとは認められない。

登録例

現時点において、新立体商標の出願で登録査定となったものは、識別力を有する文字又は図形等と結合した立体的形状のもののみ

3. 新立体商標の審査状況

審査状況

○新立体商標の審査については、商標審査基準の各規定に基づき、立体商標及び新しいタイプの商標などの従前の審査ノウハウを活用して実施

- | | |
|----------------------|----------------|
| ・ 3 条柱書き、3 条 1 項各号 | → 立体商標の審査 |
| ・ 実線、破線等で描き分けている立体商標 | → 位置商標の審査 |
| ・ 商標の詳細な説明（5 条 5 項） | → 新しいタイプの商標の審査 |